



平成 21 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 中央経済社
代表者名 代表取締役社長 山本 時男
(J A S D A Q ・ コード 9476)
問合せ先
役職・氏名 執行役員社長室長 津原 均
電 話 03-3293-3371

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 12 月 16 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株券電子化に伴い関連する条文を削除・訂正、また、今後の統治形態にあわせた表記に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当社は、 <u>单元未満株式に係る株式を発行しないことができる。</u> (单元未満株主の権利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略) (株式取扱規定) 第 10 条 当社が発行する株券の種類及び株主名簿記載事項の変更、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定	(削除) (单元未満株主の権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略) (株式取扱規定) 第 9 条 当社の株主権行使の <u>手続</u> 、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令及びこの本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

<p>める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>③ 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 12 条～第 20 条 (省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役の決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選出する。その他必要に応じ、会長、副会長、副社長、専務、常務の各取締役を定めることができる。</p> <p>② 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>③ 取締役社長の他、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 23 条～第 38 条 (省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (省略)</p> <p>③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 11 条～第 19 条 (省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役の決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選出する。その他必要に応じ、最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)、会長、副会長、副社長、専務、常務を各取締役から選定することができる。</p> <p>② 最高経営責任者及び取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>③ 前項の他、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、最高経営責任者又は取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 最高経営責任者又は取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 22 条～第 37 条 (省略)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 21 年 12 月 16 日

定款変更の効力発生予定日

平成 21 年 12 月 16 日

以上